

令和10年4月に向けた 新たに受入枠確保が必要な重点地域 (既存の保育・教育資源活用型) 一覧

令和7年度及び令和8年度は待機児童ゼロを達成しましたが、地域によっては引き続き高い保育ニーズが見られます。このため、保育ニーズの高い地域については、「新たに受入枠確保が必要な重点地域（既存の保育・教育資源活用型）」として設定し、既存の保育・教育資源の活用による受入枠の確保を進め、保育ニーズへの対応を図ります。既存施設の活用を進めてもなお保育ニーズへの対応が十分に図れない場合には、「新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）」に設定し、新規整備事業を募集する可能性があります。

新たに受入枠確保が必要な重点地域（既存の保育・教育資源活用型）

※★エリアは特に受入確保が必要な重点地域です。

鶴見区	
【寺尾エリア】 馬場一丁目～七丁目、上の宮一丁目～二丁目、 北寺尾一丁目～七丁目	
神奈川区	
★【羽沢エリア】 羽沢町、羽沢南一丁目～四丁目	【菅田エリア】 菅田町
西区	
【戸部・桜木町エリア】 御所山町、宮崎町、桜木町、戸部本町、花咲町、 中央一丁目、紅葉ヶ丘、老松町、戸部町、伊勢町	
中区	
【馬車道・関内エリア】 海岸通、元浜町、北仲通、本町、南仲通、弁天通、 太田町、相生町	【石川町エリア】 石川町、元町、日本大通、山下町、 吉浜町、新山下一丁目～二丁目
南区	
【六ツ川エリア】 六ツ川一丁目～四丁目、永田みなみ台、別所中里台	【上大岡エリア（南区）】 別所一丁目～七丁目、大岡四丁目～五丁目
【井土ヶ谷エリア】 井土ヶ谷上町、井土ヶ谷下町、井土ヶ谷中町、 南太田三丁目～四丁目、永田北一丁目～三丁目、 永田山王台、永田台、永田南一丁目～二丁目、 永田東一丁目～三丁目	【弘明寺エリア】 中里一丁目～四丁目、中里町、弘明寺町、大橋町、 大岡一丁目～三丁目、中島町、通町、若宮町

次ページあり

港南区	
【上大岡エリア（港南区）】 上大岡東一丁目～二丁目、最戸一丁目～二丁目、 大久保一丁目～二丁目、上大岡西一丁目～三丁目	【港南台エリア】 港南台二丁目～七丁目、日野南三丁目
【港南中央エリア】 港南四丁目～五丁目、港南中央通	
保土ケ谷区	
【和田町駅・上星川駅エリア】 星川三丁目、和田一丁目～二丁目、峰沢町、 仏向町、上星川一丁目～三丁目、釜台町、岡沢町、 仏向西、常盤台、坂本町	【西谷エリア】 西谷一丁目～四丁目、西谷町、川島町、 東川島町、上菅田町、新井町
旭区	
【二俣川エリア】 二俣川、二俣川1丁目～2丁目、南本宿町、 今宿一丁目～二丁目、金が谷、万騎が原、今宿町、 中沢一丁目～三丁目、金が谷一丁目～二丁目、 中尾一丁目～二丁目、本村町、小高町、さちが丘、 左近山	【鶴ヶ峰エリア】 本宿町、上白根一丁目～三丁目、今川町、都岡町、 中白根一丁目～四丁目、今宿西町、上白根町、 白根一丁目～八丁目、川島町、三反田町、白根町、 鶴ヶ峰一丁目～二丁目、今宿東町、西川島町、 今宿南町、四季美台、鶴ヶ峰本町一丁目～三丁目
【希望ヶ丘エリア】 中希望が丘、東希望が丘、南希望が丘、善部町	
磯子区	
【洋光台エリア】 洋光台一丁目～洋光台六丁目	
港北区	
★【新横浜エリア】 新横浜一丁目～三丁目、岸根町、篠原町、篠原西町	【大倉山エリア】 大倉山一丁目～七丁目、大豆戸町、師岡町、 大曽根台
【小机エリア】 小机町、鳥山町	【新羽エリア】 新羽町、北新横浜一丁目～二丁目、新吉田町
青葉区	
【青葉台エリア】 青葉台一丁目～二丁目、榎が丘、寺家町、松風台、 鴨志田町、桂台一丁目～二丁目、成合町、桜台、 さつきが丘、しらとり台、すみよし台、田奈町、 たちばな台一丁目～二丁目、つつじが丘、若草台	
戸塚区	
【戸塚エリア】 上倉田町、戸塚町、矢部町、吉田町	【東戸塚エリア】 川上町、前田町、品濃町

次ページあり

泉区	
★【泉区西部エリア】 和泉町、和泉中央北四～六丁目、和泉中央南四丁目～五丁目、上飯田町、下飯田町、ゆめが丘	★【立場・中田エリア】 和泉中央北一丁目～三丁目、和泉中央南一丁目～三丁目、中田西一丁目～四丁目、中田南一丁目～五丁目、中田北一丁目～三丁目
瀬谷区	
★【三ツ境エリア】 三ツ境、南台一丁目～二丁目、東野台、ニツ橋町、宮沢一丁目～四丁目、南瀬谷一丁目～二丁目、東野、瀬谷一丁目、下瀬谷一丁目、阿久和東一丁目～四丁目、阿久和西一丁目～四丁目、阿久和南一丁目～四丁目	★【瀬谷エリア】 五貫目町、北町、卸本町、目黒町、瀬谷町、上瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目～三丁目、本郷一丁目、本郷二丁目～四丁目、中央、相沢一丁目～七丁目、瀬谷二丁目～六丁目、橋戸一丁目～三丁目、北新、下瀬谷二丁目～三丁目

既存の保育・教育資源を活用した受入枠確保の進め方

【受入枠確保に関するアンケート】（期間：9月中旬から9月30日(水)まで）

各重点地域に所在する保育所等・幼稚園を対象に、「受入枠確保に関するアンケート」を行います。

【重点調整期間】（期間：10月1日(木)から10月30日(金)まで）

受入枠確保に関するアンケート結果をもとに、本市から各施設に働きかけを行い、受入枠の確保に向けた個別調整を行います。

【必要な受入枠数】

各重点地域では、1歳児、2歳児各10人程度の新たな受入枠の確保が必要です。

また、一部地域では、0歳児や3～5歳児の受入枠の確保も必要となる場合があります。

【その他】

アンケートの結果、受入枠が不足することが明らかになった場合には、「新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）」に設定し、当該地域における整備を行う案件を募集することがあります。

※新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）については、既存の保育・教育資源活用型による受入枠確保の状況を踏まえ、設定の可否を含めて検討し、2月上旬頃に公表する予定です。

なお、「特に受入枠確保が必要な重点地域」は「新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）」とは異なりますので、ご注意ください

【お問合せ先】

<新たに受入枠確保が必要な重点地域や保育所等の認可・確認変更に関すること>

担当部署：こども青少年局こども施設整備課

電話番号：045-671-4146

メールアドレス：kd-koseibi@city.yokohama.lg.jp

<定員設定に関すること>

担当部署：各区こども家庭支援課